

ジュニア NISA 用普通預金 商品概要説明書

(2022 年 4 月 1 日現在)

1. 商品名	ジュニア NISA 用普通預金
2. ご利用いただける方	20 歳未満の個人のお客さま(※) ※令和元年度税制改正により、2023 年以降はジュニア NISA 口座開設年の 1 月 1 日時点で 18 歳未満の方が対象となります。
3. お預入れ期間	定めはありません。
4. お預入れ	(1)方法 ・随時お預入れすることができます。 ・ジュニア NISA 用普通預金口座への入金、未成年者本人名義のイオン銀行普通預金口座からのご入金に限定した取扱いとなります。 (2)金額 ・1 円以上 (3)単位 ・1 円単位
5. お引出し	口座名義人本人の年齢が 3 月 31 日時点で 18 歳である年の前年の 12 月 31 日まで(払出制限期間)は、原則払出しはできません。払出制限期間終了後、ジュニア NISA 用普通預金口座からの払戻しは本人名義のイオン銀行普通預金口座への払戻しに限定した取扱いとなります。
6. お利息	(1)適用利率 ・毎日の普通預金の店頭表示利率を適用します。 ・変動金利です。 (2)支払方法 ・毎年 2 月と 8 月の第 2 金曜日の翌日に口座に入金します。 (3)計算方法 ・毎日の最終残高 1,000 円以上につき、付利単位を 100 円、1 年を 365 日とする日割計算とし、1 円未満の端数は切り捨てます。
7. 税金	20.315%の源泉分離課税(国税 15%、復興特別所得税 0.315%、地方税 5%) マル優ご利用の場合は非課税となります。
8. 手数料	ありません。
9. 付加できる特約事項	ありません。

<p>10. その他の参考事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ジュニア NISA 用普通預金口座は、口座開設の申込みと同時に投資信託口座(特定口座または一般口座)および、ジュニア NISA 口座の開設が必要となります。 ・ジュニア NISA 口座が開設されなかった場合や、一度開設されたジュニア NISA 口座を閉鎖する場合には、ジュニア NISA 用普通預金口座は解約となります。 ・払出制限期間中に払出しを行う場合は、一般口座または特定口座・ジュニア NISA 口座にて保有する投資信託の残高を全て解約後、課税未成年者口座(ジュニア NISA 用普通預金口座・一般口座または特定口座)およびジュニア NISA 口座は全て廃止となります。 ・口座名義人本人が満 20 歳後の 1 月 1 日を迎えた場合、ジュニア NISA 用普通預金口座を解約し、その残高を本人名義イオン銀行普通預金口座へ入金します。 なお、ジュニア NISA 用普通預金口座解約後は本人名義のイオン銀行普通預金口座を当行の投資信託の指定預金口座とします。 ・通帳は発行しません。お取引の明細はインターネットバンキングもしくはお取引明細書で確認することができます。 ・キャッシュカードは発行しません。 ・公共料金・クレジットカード利用代金等の口座振替はご利用できません。 ・当行店舗では現金、手形・小切手などの証券類はお取り扱いできません。 ・預金保険制度の対象であり、同保険の範囲内で保護されます。
<p>11. 金利情報の入手方法</p>	<p>当行ホームページでご確認いただくか、 当行店舗またはイオン銀行コールセンターにお問い合わせください。</p>
<p>12. お問い合わせ先</p>	<p>イオン銀行 コールセンター 【電話番号】 0120-13-1089 営業日時はホームページをご参照ください。</p>
<p>13. 当行が契約している 指定紛争解決機関</p>	<p>一般社団法人全国銀行協会 【連絡先】全国銀行協会相談室 【電話番号】0570-017109 または 03-5252-3772 【受付日】月～金曜(祝日および銀行法で定める銀行の休業日を除く) 【受付時間】9:00～17:00</p>

イオン銀行